**自治体　首長様**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２０２１年４月３０日

**核兵器廃絶２０２１年あいち平和行進へのご協力のお願い**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　あいち平和行進共同連絡会　　　　　　　　　　 　 代　表　　沢　田　昭　二

今年、１月２２日に核兵器禁止条約が発効しました。２０２１年あいち平和行進は、核兵器禁止条約発効後、初めての平和行進となります。

これまで人類は、戦争の惨害から学んで第２次世界大戦の終わった１９４５年、国際紛争は武力を使わないで平和的な話し合いで解決することを原則にした国際連合憲章に到達し、国際連合を発足させました。しかし、米国は広島と長崎に原子爆弾を投下し、第２次世界戦争終了後には米国以外の核兵器保有国も現れて、国連憲章に反して核兵器で脅迫する国際政治が続きました。　こうした中で非人道的な核兵器の廃絶を求める世界世論が強まって、核兵器国とこれに従属する国が反対する中でも、２０１７年７月７日、世界の３分の２に近い１２２カ国によって核兵器禁止条約が制定され５０カ国以上が批准して条約発効の運びとなりました。現在では、批准は５４か国に、署名国は８６カ国に広がっています(４/１７現在)。

昨年の国連総会における「批准の準備をしている」などの発言国を参考にすると、今年中には批准国は７０か国を超える広がりになる見通しだと言われております。さらに、昨年の国連総会では核兵器禁止条約の批准をよびかける決議が提出され、国連加盟国の３分の２を上回る過去最多の１３０カ国の賛成にまで広がって、決議は採択されました。

広島、長崎への原爆投下から７６年がたち、被爆者の平均年齢は８３歳を超えました。「核兵器と人類は共存できない」「生きているうちに核兵器の廃絶を」との被爆者の願いは切実です。被爆国の日本は核兵器禁止条約に加盟して唯一の戦争被爆国の責任を果たさなければなりません。世論調査でも日本国民の７割が核兵器禁止条約への加盟を求め、核兵器禁止条約への参加を日本政府にもとめる意見書を決議した県・市町村議会は５６０を数え、全地方議会１７８８の３０％を超えています（４/１７現在）。ところが、日本政府は米国に追従して核兵器禁止条約に加盟しようとしていません。先の国連決議に反対までしました。

このような中、今年のあいち平和行進は、日本ならびに核保有国の核兵器禁止条約への参加を訴え、８月６日・９日の広島、長崎をめざして取組みます。

折しも、コロナ禍のもとでの取り組みで、例年のように連なって行進をすることは困難となっていますが、本趣旨に合わせて市民が工夫して、アピールをする企画をとり行うこととなっています。地域ごとの取組みの日程は別紙の資料をご参照ください。

２０２１年あいち平和行進団として貴自治体に次の内容で要請をおこないたいと思います。私どもの趣旨をご理解いただき、ぜひとも要請にお応えいただけますようにお願い申し上げます。

１、２０２１年あいち平和行進について

**要請内容**

①行進団に激励のご挨拶を下さい。

②あいち平和行進への賛同募金にご協力下さい。また、同封しました2021年平和行進ペナント（１本1000円）にご記名いただき平和行進団に託して下さい。広島と長崎に届けます。

③平和行進を後援していただき、有線放送、ケーブルテレビ、広報への掲載や掲示板などで、平和行進の宣伝、紹介をして下さい。

２、日本原水爆被害者団体協議会(日本被団協)が作成した「ヒロシマ・ナガサキ原爆と人間」パネル、DVD「つるにのって」をご購入いただき、平和首長会議の趣旨・規約にもあるように貴自治体として被爆の実相を伝える原爆展や上映会をぜひ開催してください。

また、お持ちの原爆パネルや基町高等学校の生徒と被爆体験証言者との共同制作による「原爆の絵」を使用しての原爆展を市役所や学校、生涯学習センターなどの公共施設で行ってください。

３、原水爆禁止２０２１年世界大会へのご支持・ご賛同をいただき、メッセージをお寄せ下さい。　　　…別紙の記入用紙をご参照ください

４、日本政府に核兵器禁止条約への参加を求めてください。

　①首長ならびに自治体幹部のみなさん、議長ならびに議員のみなさんにお願いします。

「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名」に、署名を行っていただけますようお願いします。

　…別紙の首長、自治体幹部・議長様用の署名用紙をご参照ください。

また、自治会・町内会など、市民の皆様にも協力をよびかけていただければ幸いです。　　　　…別紙のカラー署名用紙をご参照ください。

②自治体首長として、日本政府に核兵器禁止条約への参加を求める意見を提出してください。

　　　…別紙参考資料)半田市長様が、提出された意見書(半田市ホームページより)

③自治体議会として、日本政府に核兵器禁止条約への参加を求める意見書を決議して提出してください。

５、非核自治体宣言の未宣言自治体は、早期に提案し実現をはかって下さい。

６、被爆体験・戦争体験を聞く会の開催、平和教育・平和学習など、非核・平和行政を推進してください。

７、貴自治体として、放射線被害の根絶、原発に依存しない地域づくり、特性を生かした再生可能エネルギーへの転換をする施策を具体的にすすめて下さい。

◆要請に対して、文書回答をいただけますようにお願いします。返信は、同封しました封書宛、あるいはメール、ファックスのいずれかでお願いします。

・メールアドレス)gensuikyo@lime.ocn.ne.jp　　　・FAX　052-931-2651

◆募金やペナント等、ご協力をいただける場合は、ご連絡ください。直接、訪問させていただきます。　・TEL　052-932-3219(愛知県原水爆禁止協議会事務所)